

愛知県国家戦略特別区域農業保証融資制度事務取扱要領

愛知県国家戦略特別区域農業保証融資制度要綱（以下「要綱」という。）第12条に基づく、愛知県アグリ特区資金の取り扱いに関して必要な事項を次のとおり定める。

第1 アグリ特区資金の融資予定の報告について

(1) 愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）と約定を締結している金融機関（以下「取扱金融機関」という。）は、アグリ特区資金の融資を予定する場合には、協会へ保証申込を行う前に愛知県農業水産局農政部農業経営課（以下「県農業経営課」という。）へ、様式1にて報告するものとする。

なお、県農業経営課への報告は融資を予定する者からの正式な申込前にも行うことができるものとする。

(2) 県農業経営課は、予算措置した融資総額を確認し、報告のあった取扱金融機関へ、アグリ特区資金の融資対応の可否について、様式1にて回答するものとする。

なお、予算措置した融資総額を超過することが見込まれるときは、県農業経営課は補正予算の計上等を進めていくものとする。

第2 アグリ特区資金の保証申込について

要綱第8条の1に基づき、取扱金融機関が協会に対して、アグリ特区資金の保証申込を行うために送付する関係書類として、この事務取扱第1(2)により県農業経営課から回答のあった様式1を添付するものとする。

第3 アグリ特区資金の貸付実行報告について

取扱金融機関は、アグリ特区資金の貸付実行をしたときには、県農業経営課へ様式2に要綱第7条に基づく事業計画書を付けて報告するものとする。

第4 愛知県国家戦略特別区域の区域計画の変更連絡について

愛知県国家戦略特別区域の区域計画（「農業への信用保証制度の適用関連事業」に限る）に変更が生じたときには、県農業経営課は取扱金融機関及び協会に対して、変更内容を連絡するものとする。

附則：この要領は平成28年4月1日から適用する。

附則：この要領は平成31年4月1日から適用する。

附則：この要領は令和5年4月1日から適用する。

(様式1)

【報告先】

愛知県農業水産局農政部農業経営課管理・金融グループあて

電話：052-954-6408

ファックス：052-954-6931

電子メール：nogyo-keiei@pref.aichi.lg.jp

金融機関名：

愛知県アグリ特区資金融資予定報告書

項目	内容
報告書送信日	年 月 日
取扱金融機関 担当者名等	担当者名： 電話： ファックス： 電子メール：
融資予定先の氏名・名称	
資金使途の内容	
融資予定金額	円
融資予定時期	
その他特記事項	

<愛知県回答>

項目	内容
回答日	年 月 日
予算措置状況	措置済 ・ 融資総額を超過
予算上の融資総額を 超過の場合 今後の対応	
予算措置予定日	

(注) 予算措置は愛知県信用保証協会の保証を確約するものではありません。

(様式2)

【報告先】

愛知県農業水産局農政部農業経営課管理・金融グループあて

電 話：052-954-6408

ファックス：052-954-6931

電子メール：nogyo-keiei@pref.aichi.lg.jp

金融機関名：

愛知県アグリ特区資金貸付実行報告書

項 目	内 容
報告書送信日	年 月 日
取扱金融機関 担当者名等	担当者名： 電 話： ファックス： 電子メール：
融資先の氏名・名称	
資金使途の内容	
融資金額	円
貸付実行日	年 月 日
その他特記事項	